給油所経営合理化支援事業補助金交付要領

（通則）

第１条　給油所経営合理化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号。以下「規則」という。）、給油所経営合理化支援事業補助金交付要綱（令和６年１月18日付け以下「要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要領において「中央会」「給油所事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

（１）「中央会」とは、給油所経営合理化支援事業を実施する者とし、「要綱」における補助事業者である長野県中小企業団体中央会をいう。

（２）「給油所事業者」とは、「要綱」における間接補助事業者である給油所を経営する者をいう。

（交付の目的）

第３条　本事業は、燃料油価格高騰等の影響により、厳しい経営環境におかれている給油所事業者が行うスマートセンサーの整備に係る費用の一部を支援することにより、灯油配送コストを価格転嫁できず灯油配送業務が経営を圧迫している県内給油所の経営の安定合理化を目的とする。

（交付の対象及び助成金の額）

第４条　中央会は、スマートセンサー整備事業を行う給油所事業者に対して、要綱に基づき長野県から受けた交付決定額の範囲内で助成金を交付する。

２　スマートセンサー設置対象は、給油所事業者が行う灯油配送業務の客先とする。

３　交付対象経費及び補助金の額は下記のとおりとする。

　　(1) 交付対象経費　　スマートセンサー購入費（取付用アタッチメント費用を含む）

(2) 間接補助金　　一事業者あたり、６，０００，０００円を上限とする。

（交付の申請）

第５条　給油所事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１号による支援事業交付申請書に中央会が定める書類を添えて、令和６年１０月３１日までに中央会へ提出しなければならない。

２　給油所事業者は、第１項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、給油所事業者は、第12条第３項又は第４項の規定による報告をするものとする。

（交付決定の通知）

第６条　中央会は、第５条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、提出があった時から１５日以内（不備訂正期間を含まない）に交付決定を行い、様式第２号による補助金交付決定通知書を給油所事業者に送付するものとする。

２　中央会は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第７条　給油所事業者は、補助金の交付決定を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から２０日以内に中央会に書面をもって申し出なければならない。

（補助金の経理等）

第８条　給油所事業者は、補助金の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　給油所事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、中央会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第９条　給油所事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第３による申請書を中央会に提出し、その承認を受けなければならない。

　（１）スマートセンサー設置対象数が大幅に増加することにより、補助金交付決定額を上回るおそれがあるとき

　（２）事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

　（３）事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき

　（４）破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）

２　中央会は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

３　給油所事業者は、第１項各号以外の事項を変更する場合は、あらかじめ中央会に連絡しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第10条　給油所事業者は、第６条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を中央会の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事故の報告）

第11条　給油所事業者は、事業の実施が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の実施が困難となった場合においては、速やかに様式第４号による事故報告書を中央会に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告書等）

第12条　給油所事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は１月１０日のいずれか早い日までに様式第５号による実績報告書兼精算払請求書に付表を添付して中央会に提出しなければならない。

２　給油所事業者は、第１項の実績報告を行うに当たって、その証拠となる書類を整理し、当該報告に係る年度の終了後５年間保存しなければならない。

３　第５条第２項により交付の申請をした給油所事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

４　第５条第２項により交付の申請をした給油所事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第７号） により速やかに中央会に報告するとともに、中央会による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

（補助金の額の確定等）

第13条　中央会は、前条第１項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第９条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第６号により確定された補助金の額を給油所事業者に通知するものとする。なお、帳簿類の調査ができない場合等、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該補助金に係る金額は交付の対象とならない。

２　中央会は、事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、給油所事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

第14条　中央会は、前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、速やかに支払うものとする。

（是正のための措置）

第15条　中央会は、事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、給油所事業者に対し、事業に関し報告を求め、又は、給油所事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、給油所事業者は協力するもとする。

（交付決定の取消し等）

第16条　中央会は、第９条第１項第２号の事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第６条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

　（１）給油所事業者が、規則、本要領に基づく中央会の処分若しくは指示に違反した場合

　（２）給油所事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

　（３）給油所事業者が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

　（４）給油所事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

　（５）給油所事業者が、本事業実施期間の終了までに事業を完了しなかった場合

　（６）給油所事業者が、第１２条第１項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合

　（７）給油所事業者が、別紙１「誓約事項等同意書」に違反した場合

２　中央会は、前項の取り消し等をした場合において、既に当該取消し等に係る部分に対す

　る補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じ、給油事業者はこれに必ず従うものとする。

（中央会等による実地検査）

第17条　補助金の交付後、長野県又は中央会は、給油所事業者に対し、本事業に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、給油所事業者はこれに必ず従うものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第18条　給油所事業者は、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

　　なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。

２　給油所事業者は、本事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。給油所事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も給油所事業者による違反行為とみなす。

３　本条の規定は本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（給油所事業者情報の変更）

第19条　給油所事業者は、中央会に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに中央会へ届け出るものとする。

（誓約事項及び同意事項）

第20条　給油所事業者は、別紙１について補助金の交付申請前に確認し、交付申請書の提出をもってこれに誓約又は同意したものとする。

（その他）

第21条　中央会は、本要領に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

２　中央会は、給油所事業者に対し、本要領に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附則

この要領は、令和６年　月　日より施行し、同日より適用する。

別　紙１

給油所経営合理化支援事業補助金　誓約事項等同意書

　当社は、給油所経営合理化支援事業補助金（以下「支援事業」という。）における給油所事業者としての交付申請にあたり、給油所経営合理化支援事業補助金交付要領（以下「要領」という。）を確認し、内容を理解しました。

　特に、次に記す誓約事項について遵守できなかった場合は、支援事業の実施に係る費用（以下「事業費」という。）の一部又は全部が受領できなくなることに加え、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを同意のうえ、申請いたします。

□支援事業について、以下の点を確認し同意いたします。

　　　　　　　 ※同意する場合、上記枠内にチェックを入れて提出すること

* 不正な補助金の交付申請防止に係る誓約事項（別記１）
* 反社会的勢力排除に係る誓約事項（別記２）
* 個人情報の取り扱いに係る同意事項（別記３）
* 支援事業の遂行上の課題・懸念等に対して中央会に事前報告し、その決定事項に最大限協力すること
* 要領及び中央会からの指示に従うこと

別　記１

不正な補助金の交付申請防止に係る誓約書

　当社は、補助金の交付申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）当社は、長野県又は中央会の求めに応じ、適切な支援事業を実施及びその帳票等の提出に協力します。

（２）当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な支援事業申請に該当する可能性があると中央会が判断する場合は、その調査が完了するまで当該補助金申請額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。

（３）当社は、上記に該当する他、不正な補助金の申請及び受領が発生しないよう、長野県及び中央会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。

（４）当社は、架空の申請や水増し報告等※１不正請求　※２不適切な行為　等は行いません。

※１：不正請求

　　偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとすること。

※２：不適切な行為

　　①補助金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること

　　②支援事業対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと

以上

別　記２

反社会的勢力排除に係る誓約事項

　当社は、支援事業の交付の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切もうしたてません。

記

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

（２）暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

（４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

（５）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（７）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

（８）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

　　イ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること

　　ロ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

　　ハ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

　　二　前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

　　ホ　その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認めること

別　記３

給油所事業者の提供する個人情報等の取り扱いに係る同意事項

　当社は、支援事業の交付申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

　中央会は、支援事業の実施に必要な範囲で、給油所事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、中央会は、給油所事業者が提供する情報を事業の終了年度後５年間保存し、中央会業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、中央会及び長野県等は、給油所事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。